

平成28年度第3回長浜市総合教育会議 次第

日時：平成29年1月11日（水）13時00分

場所：長浜市役所 特別会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 事

（１）いじめや問題行動の実態と防止等の取組について

（２）インクルーシブ教育の推進について

4 その他

次回会議について

5 閉 会

【配布資料】

資料1 出席者名簿

資料2 いじめ問題に関するこれまでの経過

資料3 いじめや問題行動の状況について

資料4 いじめ防止等のための組織体制及び具体的取組

資料5 不登校及び暴力行為の状況と対策

資料6 長浜市におけるインクルーシブ教育の推進について

補足資料1 小学校・友だちアンケート

補足資料2 中学校・教育相談アンケート

補足資料3 長浜市いじめ防止等の基本方針

補足資料4 長浜市いじめ防止対策に関わる組織体制

補足資料5 いじめ発生時の対応フロー図

補足資料6 就学指導のシステム

平成28年度 第3回 長浜市総合教育会議 出席者名簿

1 構成員

役 職	氏 名
市 長	藤 井 勇 治
教 育 長	北 川 貢 造
教 育 委 員	井 関 真 弓
教 育 委 員	西 橋 義 仁
教 育 委 員	川 口 直
教 育 委 員	七 里 源 正
教 育 委 員	西 前 智 子

2 オブザーバー

役 職	氏 名
副 市 長	大 塚 義 之

3 事務局

所 属 ・ 役 職	氏 名
教育部長	板 山 英 信
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	改 田 文 洋
教育指導課長	横 尾 博 邦
すこやか教育推進課長	中 川 京 之
幼児課長	川 瀬 久 栄
教育改革推進室副参事	土 田 康 巳
教育指導課副参事	堤 幸 士
教育指導課副参事	川 崎 慶 子
教育総務課副参事	伊 吹 定 浩
教育総務課主査	大 石 文 哉
総合政策部長	松 居 雅 人
総合政策部次長兼総合政策課長	米 田 幸 子
総合政策課課長代理	野 村 和 博
総合政策課主査	福 島 麻 奈 美
総合政策課主事	柴 田 吉 允

いじめ問題に関するこれまでの経過

1 いじめ防止対策推進法が施行された背景

平成 23 年 10 月に滋賀県大津市で中学 2 年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、与野党 6 党により法律案が提出され、平成 25 年 6 月 28 日に成立・公布、同年 9 月 28 日に施行された。

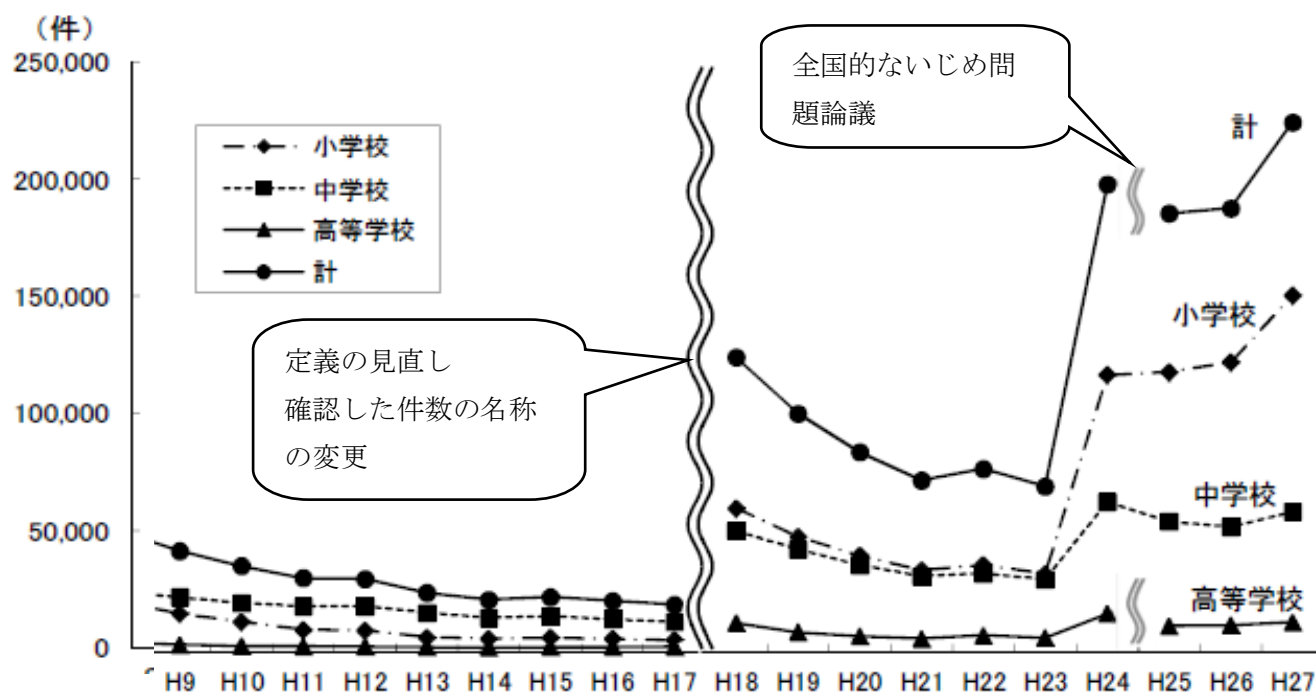
【参考】

<いじめ防止対策推進法（目的）第 1 条>

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 全国でのいじめ発生件数の経年変化

（平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より～一部抜粋～）



（注）平成 17 年度までは発生件数、平成 18 年度からは認知件数
平成 25 年度からは高等学校に通信制課程を含める。

3 いじめの定義の見直し

【平成17年度までの定義】

この調査において、「いじめ」とは、①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。



【平成18年度以降の定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

（注1）「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。



【いじめ防止対策推進法の施行に伴う、平成25年度以降の定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

本市におけるいじめや問題行動の状況について

(出展：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

1 過去5年間のいじめの認知件数と推移

■小学校

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	3	9	20	41	34	54
滋賀県	106	106	434	714	838	1724
全国	36,520	32,705	116,259	117,688	12,1635	149,516



国・県・本市とも増加傾向にあるが、本市1000人あたりの認知件数は、国や県の約3分の1となっている。

■中学校

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	4	5	18	29	22	37
滋賀県	63	69	314	469	505	770
全国	32,368	29,636	60,931	53,646	51,200	56,952



中学校においても、国・県・本市とも増加傾向にあるが、本市の1000人あたりの認知件数は、国や県の約2分の1となっている。

2 いじめの態様

H27小学校		長浜市		滋賀県		全国	
		件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
①	冷やかしの、からかい、悪口	36	66.7	1,034	60.0	92,949	62.2
②	仲間はずれ、無視	7	13.0	234	13.6	28,021	18.7
③	軽く叩かれる、蹴られる	13	24.1	487	28.2	38,407	25.7
④	ひどく叩かれる、蹴られる	5	9.3	137	7.9	13,601	9.1
⑤	金品のたかり	1	1.9	12	0.7	2,795	1.9
⑥	金品を隠す、壊す、捨てる	2	3.7	89	5.2	10,145	6.8
⑦	嫌なこと、恥ずかしいことをされる	16	29.6	238	13.8	12,173	8.1
⑧	パソコンや携帯電話で誹謗中傷	1	1.9	25	1.5	2,063	1.4
⑨	その他	0	0.0	0	0.0	6,620	4.4

(注1) 複数回答とする。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

小学校においては、本市・県・国とも「冷やかしの、からかい、悪口」といった言葉によるいじめが最も多い。次に多いのは、県や国は「軽く叩かれる、蹴られる」だが、本市は「嫌なこと、恥ずかしいことをされる」になっている。

H27中学校		長浜市		滋賀県		全国	
		件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
①	冷やかしの、からかい、悪口	20	54.1	524	68.1	38,317	67.3
②	仲間はずれ、無視	9	24.3	93	12.1	8,530	15.0
③	軽く叩かれる、蹴られる	7	18.9	152	19.7	9,607	16.9
④	ひどく叩かれる、蹴られる	1	2.7	52	6.8	3,315	5.8
⑤	金品のたかり	0	0.0	14	1.8	833	1.5
⑥	金品を隠す、壊す、捨てる	5	13.5	69	9.0	3,560	6.3
⑦	嫌なこと、恥ずかしいことをされる	9	24.3	105	13.6	4,023	7.1
⑧	パソコンや携帯電話で誹謗中傷	0	0.0	67	8.7	4,293	7.5
⑨	その他	0	0.0	0	0.0	1,834	3.2

(注1) 複数回答とする。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合

中学校においても本市・県・国とも「冷やかしの、からかい、悪口」といった言葉によるいじめが最も多い。本市は「嫌なこと、恥ずかしいこと」が2番目に多い点が県や国と異なる。

<小・中学校の「嫌なこと・恥ずかしいことをされる」の具体例>

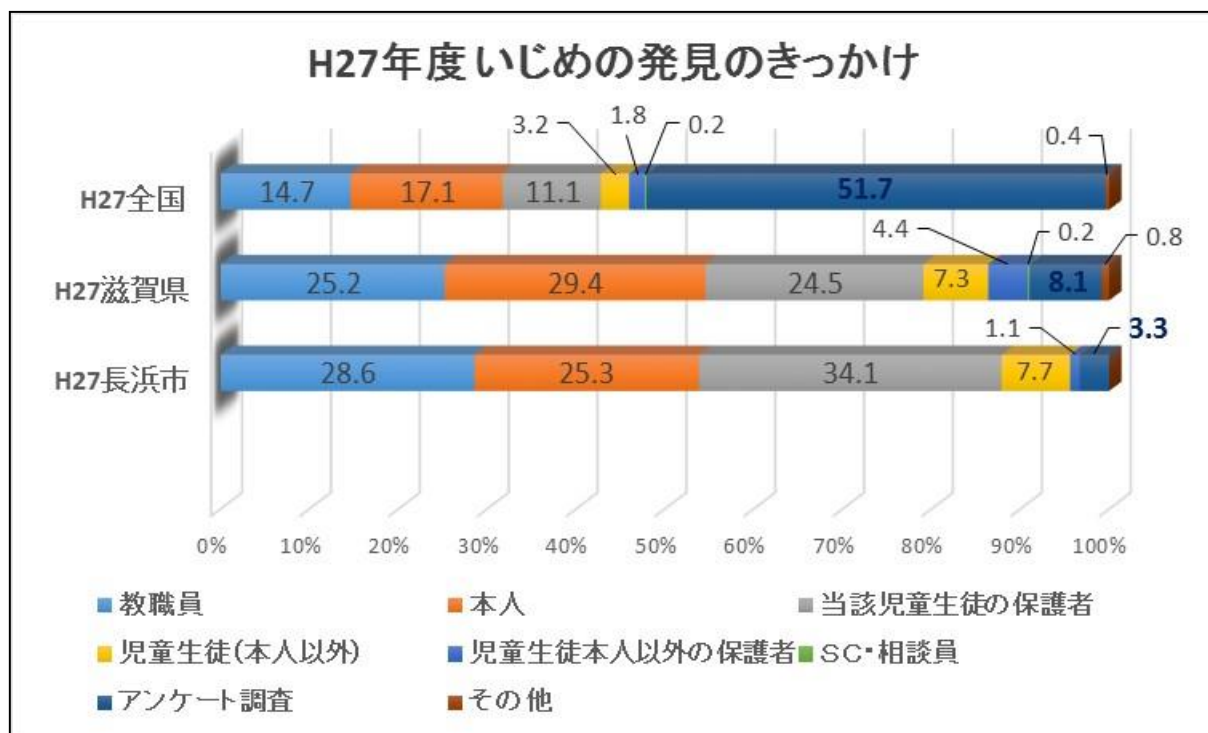
【小学校】

- ・机やノートに落書きされる
- ・ズボンを下げられる
- ・体をつつかれる
- ・タッチ遊び
- ・水たまりにはまれと言われる など

【中学校】

- ・シャープペンで背中を突つかれる
- ・スカートをめくられる
- ・自転車の空気が抜かれる
- ・筆箱や生徒手帳に落書きされる など

3 いじめの発見のきっかけ



本市のいじめの発見のきっかけで最も多いものが「当該児童生徒の保護者」で、続いて「教職員」・「本人」の順となっている。それに比べ、全国のいじめの発見のきっかけで最も多いのが「アンケート調査」となっている。

○アンケートの内容

- ・ 小学校【補足資料1】参照
- ・ 中学校【補足資料2】参照

○アンケートの実施回数

- ・ 年間3回実施

○アンケートの実施校

- ・ 小学校全校（27校）
- ・ 中学校全校（13校）

いじめ防止等のための組織体制および具体的な取組について

1 いじめ防止等のための組織体制について

- (1) 長浜市いじめ防止等の基本方針
※別紙【補足資料3】参照
- (2) いじめ防止対策に関わる組織体制
※別紙【補足資料4】参照
- (3) いじめ事案発生時の対応フロー図
※別紙【補足資料5】参照

2 いじめ防止等に係る具体的な取組について

(1) 組織や関係者ごとの施策や取組

①教育委員会の取組

- 「長浜市いじめ防止等の基本方針」に基づく各種会議の開催
 - ・「いじめ問題対策連絡協議会」の開催
 - ・「学校いじめ問題対策委員会」の開催
 - ・市内小中学校生徒指導担当者連絡協議会の開催（年間3回実施）
 - ・校長会や教頭会において、昨今のいじめに関する懸案事項についての指導・助言
- 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・支援の充実
 - ・いじめ問題調査研究事業の実施
（市内小・中学校10校において、いじめ問題に関する調査研究を実施）
 - ・スクールソーシャルワーカー（SSW）を学校に派遣
 - ・スクールカウンセラーを全中学校に配置（県費）
 - ・中学生集会の開催（生徒自身によるネットトラブルやいじめ防止取組の推進）
 - ・法的見地に基づく弁護士相談（クライシスマネジメントアドバイザー活用事業）
 - ・市内小・中学校への生徒指導に係る計画訪問と事案発生時の緊急訪問
 - ・市内小・中学校で発生したいじめ事案の報告要請及び対応等の聞き取り、適切な対応に関する指導・助言
 - ・いじめ事案に対する警察や市関係部局との連携
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の事案に即応できる内容への見直し指示
 - ・いじめに係る調査等の結果及び分析結果の市関係部局及び学校への周知

②家庭・地域の取組

- 学校・家庭・地域と連携した体験活動による居場所づくりとそれらを生かした道徳教育の推進
- 学校と家庭が連携した携帯電話・インターネット使用についてのルールづくり
- コミュニティスクールやPTA、地域の関係団体と学校によるいじめ問題についての協議
- 日頃から大人が子どもの話に耳を傾け、子どもが相談しやすい環境づくり
- いじめやその疑いのある事案について、学校や教育委員会への情報提供

③学校の取組

○いじめへの組織的対応

- ・『校内いじめ対策委員会』の開催（随時）

「いじめの未然防止」「いじめ早期発見」「いじめ対処」のすべての項目に関わり、計画立案・協議・調査・対策検討等を担う。

○いじめの未然防止

- ・互いに認め合える人間関係・学校風土づくり
- ・いじめの相談体制の整備（教育相談、チャンス相談の実施）
- ・インターネットを利用するためのマナー向上を意図した指導と授業の計画

○いじめの早期発見

- ・子どもとの信頼関係の構築による相談・指導体制の強化
- ・定期的ないじめアンケートの実施
- ・いじめ相談体制の整備

○いじめへの対処

- ・教職員の共通理解に基づく組織的な対応の促進
- ・いじめ発生時の事実確認に基づく被害側のケア及び加害側への指導
- ・保護者や関係機関との連携と再発防止に向けた実践
- ・インターネットを利用したいじめへの対応
- ・いじめ対策に関する具体的な年間計画の作成とそれに基づく計画的な実践

（２）いじめを見逃さないための取組

○日頃から児童生徒の発する危険信号を見逃さないよう努める。

○定期的実施するアンケート調査の内容を見直し、子どもが回答しやすい方法を検討する。

○「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を教職員が常に意識し、じゃれあいやふざけあいといった一見遊びに見える軽微な事案においても、注意深い見守り体制と報告・連絡・相談を密にする。

○各校でいじめに関する職員研修を充実し、教職員の感性の向上を図る。

○早期発見チェックポイントに基づき、子どものＳＯＳをキャッチできるよう努める。

不登校及び暴力行為の状況と対策について

(出展：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

1 不登校の状況と対策について

《不登校の定義》

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間 30 日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由による者を除いたもの。

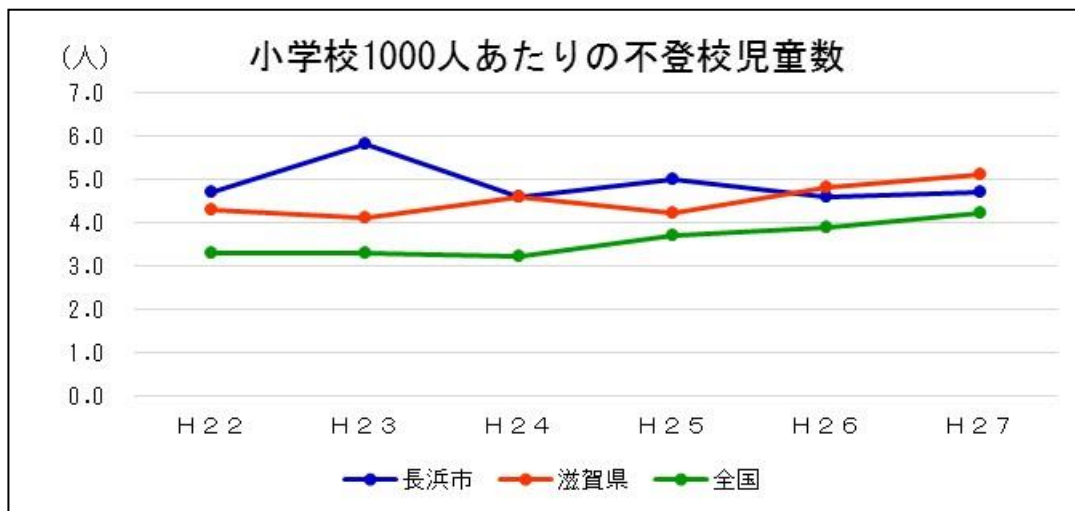
(1) 小学校の不登校の状況

■不登校児童数（人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	36	44	34	36	32	32

■1000 人あたりの不登校児童数（人）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	4.7	5.8	4.6	5.0	4.6	4.7
滋賀県	4.3	4.1	4.6	4.2	4.8	5.1
全国	3.3	3.3	3.2	3.7	3.9	4.2



本市の小学校の不登校の状況は、増減を繰り返しながら 35 人前後を推移。H27 年度は全国平均よりも高い位置にあるが、県平均はさらに高い状況である。

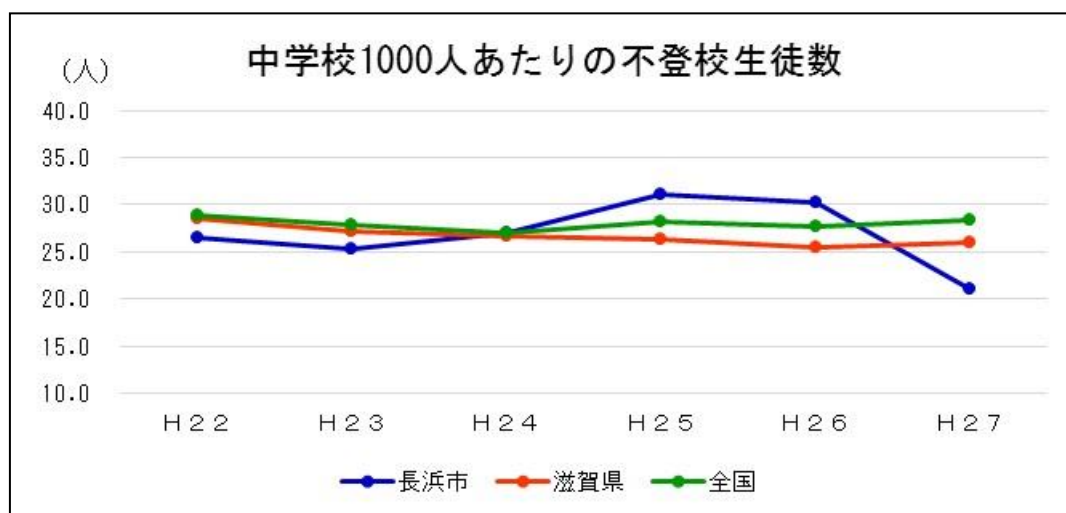
(2) 中学校の不登校の状況

■不登校(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	100	99	105	121	117	80

■中学校の1000人当たりの不登校生徒数(人)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
長浜市	26.4	25.3	27.0	31.0	30.2	21.1
滋賀県	28.6	27.2	26.7	26.3	25.4	25.9
全国	28.8	27.9	27.0	28.1	27.6	28.3



本市の中学校の不登校生徒数は、100人前後を推移している。平成27年度の不登校生徒数が大きく減少し、全国や県平均より大幅に下がったが、県平均はゆるやかな減少傾向である。

(3) 不登校の要因について

■平成27年度の小学校の不登校の要因(複数選択可)

区分	小学校									
	分類別児童数	学校に係る状況								家庭に係る状況
		いじめ	めぐりぐる友人関係を除く問題	問題関係教職員との関係	学業の不振	不安進路に係る	への不適応活動等	問題等を学校のきま	の入学、進級、転編	
「学校における人間関係」に課題を抱えている	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
「あそび・非行」の傾向がある	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
「無気力」の傾向がある	14	0	0	0	4	0	0	0	0	14
「不安」の傾向がある	13	0	3	3	4	2	0	0	1	10
「その他」	3	0	1	1	1	0	0	0	0	3
計	32	0	4	4	11	2	0	0	1	29

平成27年度の小学校の不登校の要因で最も多かったのが、「家庭にかかる要因」で、次が「学業の不振」、「いじめを除く友人関係をめぐり問題」、「教職員との関係をめぐり問題」の順になっている。

■平成 27 年度の中学校の不登校の要因

/

区分	中学校									
	分類別生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況
		いじめ	めぐる友人関係の問題を除く	問題関係者をめぐる	教職員の不振	学業の不振	不安進路に係る	へ動、クラブ活動等	問題等をめぐる	の入学、進級、転編
「学校における人間関係」に課題を抱えている	33	0	23	1	13	6	1	0	5	18
「あそび・非行」の傾向がある	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1
「無気力」の傾向がある	18	0	1	1	3	1	0	0	1	13
「不安」の傾向がある	21	0	8	0	5	4	1	0	2	13
「その他」	6	0	0	1	0	0	0	0	0	6
計	79	0	32	3	22	11	3	1	8	51

中学校の不登校の要因で最も多かったのは、小学校と同じで「家庭に係る状況」、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」と続く。

不登校は、複数の要因が重なっているケースが多い。

(4) 不登校対策について

① 不登校の早期発見・早期対応

- 毎日の健康観察から体調の優れない者や元気のない者をチェックし、その要因をさぐる。
- 朝、学校を欠席する連絡が入ったら、保護者等から丁寧にその要因を聞き、学校からは丁寧な連絡と早く良くなってほしい気持ちを伝える。
- 欠席が3日以上続いたら、家庭訪問を行って病状や体調のほか、心配なことや気になることなどを本人や保護者から直接、丁寧に聞き取る。また、学校との連携のあり方について話し合う。
- 欠席が5～7日以上続くようなら、校内ケース会議を開催し、アセスメント（多くの情報を集め、その情報をもとに欠席の背景の見立てを行う。）し、プランニング（具体的な支援策を検討し、学級担任のほか校内組織で役割分担を行う。）を行う。なお、プランニングについては、家庭や地域との連携を視野に入れて実践する。
- 1か月から1学期を目安に対応状況を検証し、改善に向かっているなら現対応策を継続する。改善が見られない場合は、再度アセスメントを行ってプランニングを見直す。

② 専門家や関係機関との連携

- 学校だけで対応できない場合には、積極的に専門家や関係機関と連携する。
- ケースの見たてやカウンセリング等の専門的技術や知見を必要とする場合は、スクールソーシャルワーカー（SSW）とスクールカウンセラー（SC）と連携する。
- 児童生徒が学級に入りにくい場合には、校内に別室を開設する。そして、最終的には学級復帰を果たすことを目的としたカリキュラムや級友との交流を計画する。学校に登校しにくい場合には、適応指導教室への通所やフリースクールとの連携を検討する。場合によっては医療機関や福祉関係機関とも連携を図る。

③ 魅力ある学校づくりの推進

○不登校児童生徒を新たに生み出さないために、以下のような取組を各学校で実践する。

- ・「分かる授業作り」
- ・「安全・安心な学校づくりの推進」
- ・「自尊感情を高め、自己有用感の醸成や子ども同士の絆が深まる体験活動の推進」
- ・「学習面や生徒指導面における小・小連携や小・中連携の推進」

このような取組の積み重ねにより、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業がよくわかる」と子どもが感じ、居場所を実感し、絆が深まる学校づくりを推進する。

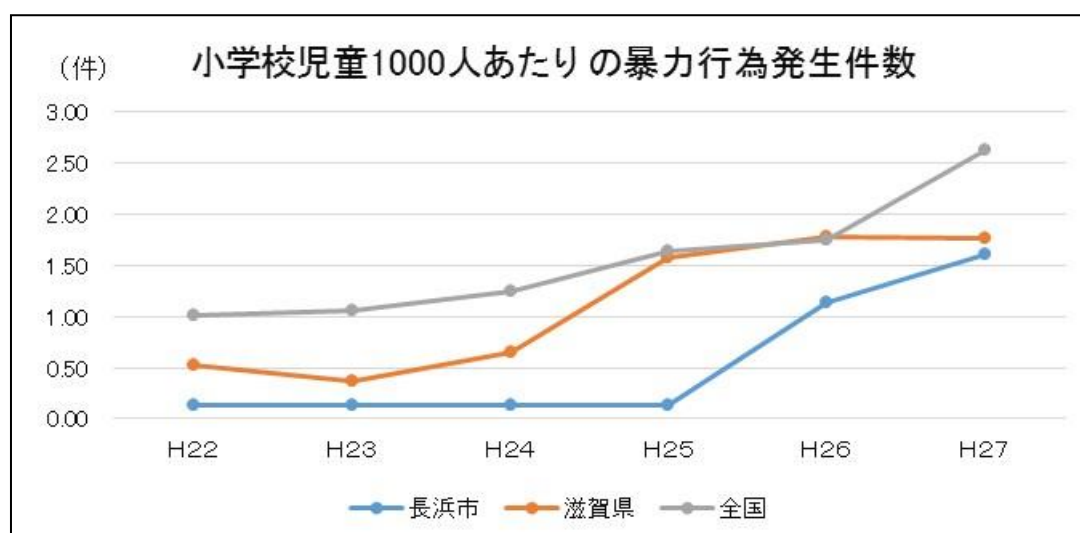
2 暴力行為の状況と対策について

(1) 小学校の暴力行為の件数

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
長浜市	2	1	1	1	8	11
滋賀県	45	31	55	132	147	145
全国	6,952	7,075	8,207	10,680	11,283	16,861

(2) 小学校児童 1000 人あたりの暴力行為の発生件数

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
長浜市	0.13	0.13	0.13	0.14	1.14	1.60
滋賀県	0.52	0.36	0.65	1.58	1.78	1.77
全国	1.01	1.05	1.24	1.63	1.74	2.62



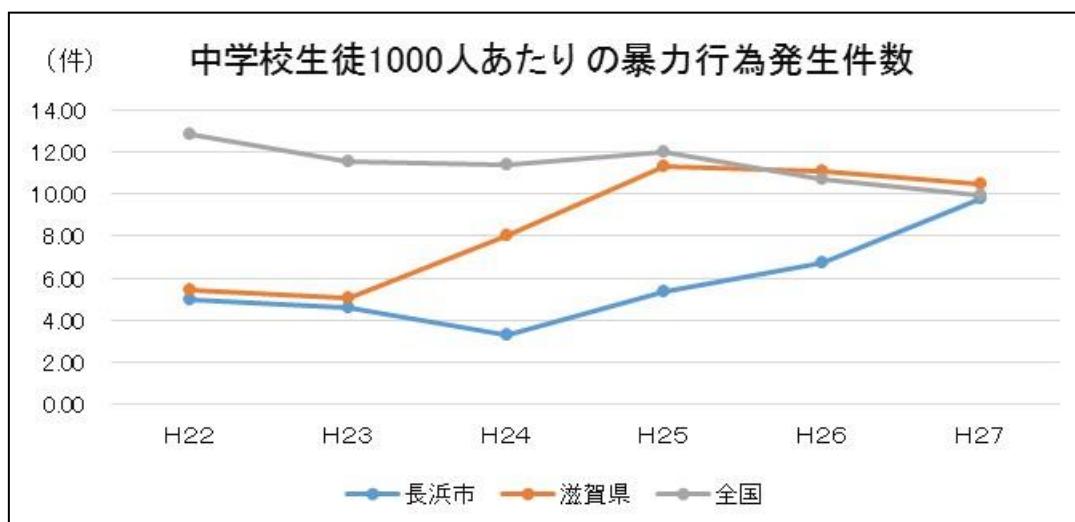
小学校の暴力行為の状況は、本市・県・全国のいずれも近年増加傾向にあり、本市においては、平成 26・27 年度と増加傾向にある。いじめの認知件数の増加に見られるように、積極的に報告が挙げられたためと推測される。

(3) 中学校の暴力行為の件数

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
長浜市	19	18	13	21	26	37
滋賀県	218	208	330	464	454	429
全国	41,889	37,994	37,137	39,044	34,704	31,882

(4) 中学校生徒の1000人あたりの暴力行為の発生件数

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
長浜市	4.97	4.59	3.32	5.38	6.71	9.75
滋賀県	5.41	5.07	8.00	11.26	11.04	10.49
全国	12.79	11.56	11.36	11.95	10.72	9.96



中学校の暴力行為の状況は、全国がやや減少傾向にある中、滋賀県が平成25年度まで増加傾向からゆるやかな減少傾向となった。本市においては平成25年度以降増加傾向となっており、平成27年度は全国や県平均と同様の状況となっている。

(5) 暴力行為への対応について

① 教師間の共通理解・共通実践

校長のリーダーシップのもと、教師が一枚岩となって共通理解・共通実践を図り、学校全体の問題として取り組むことが重要である。

② 初期対応

児童生徒の学習意欲の低下、遅刻や欠席、粗暴な言動、服装の乱れ、喫煙・飲酒、無断外泊、深夜徘徊などの初期の兆候を見逃さない。

③ 家庭との連携

電話や学校での対応のみでなく、家庭訪問をして膝を交えて話し合い、根気強く家庭に働きかける。

④ 関係機関等との連携

社会で許されないことは、児童生徒にも許されないとの認識で、毅然とした厳しい対応策をとることも必要であるため、警察をはじめ関係機関と積極的に連携する。

⑤ 自己存在感の高揚

奉仕活動などの体験活動はもちろん、あらゆる教育活動の場で、意欲度、積極性、リーダー性、責任感などを評価することにより、「自分は人のために役立っている、自分を頼りにしてくれている人がいる」との意識をもたせる。

⑥ 基本的な生活習慣の確立

小学校段階から基本的な生活態度や守るべき規範を発達段階に即して、児童生徒への指導のタイミングを明確にし、それに基づく指導を徹底する。

長浜市におけるインクルーシブ教育の推進について

1 近年の国の動向について

(1) 特別支援教育にかかる法制度の改正

平成23年の障害者基本法の改正、平成24年の学校教育法施行令の改正等、特別支援教育を取り巻く環境が変化し、しょうがいのある子としょうがいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備するなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの構築が示された。

【参考】改正経過

【H19.4】学校教育法改正

しょうがいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を解決するため、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」への転換が示された。

【H23.8】障害者基本法改正16条（教育）

「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない」等の規定が整備された。

【H24.7】中央教育審議会初等中等教育分科会「報告」

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」がとりまとめられた。

【H25.9】「学校教育法施行令」改正

「認定就学」制度の廃止

市町村の教育委員会が、個々のしょうがいの状態等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定し、決定後も柔軟に就学先を見直していく仕組みとした。

【H26.1】「障害者の権利に関する条約」批准

【H28.4】障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行

国・地方公共団体等については、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が法的義務とされた。

(2) インクルーシブ教育システムの概要

「インクルーシブ教育」はすべての子どもを「包括」した教育

「インクルーシブ教育システム※」はインクルーシブ教育の実現をめざす制度や仕組み

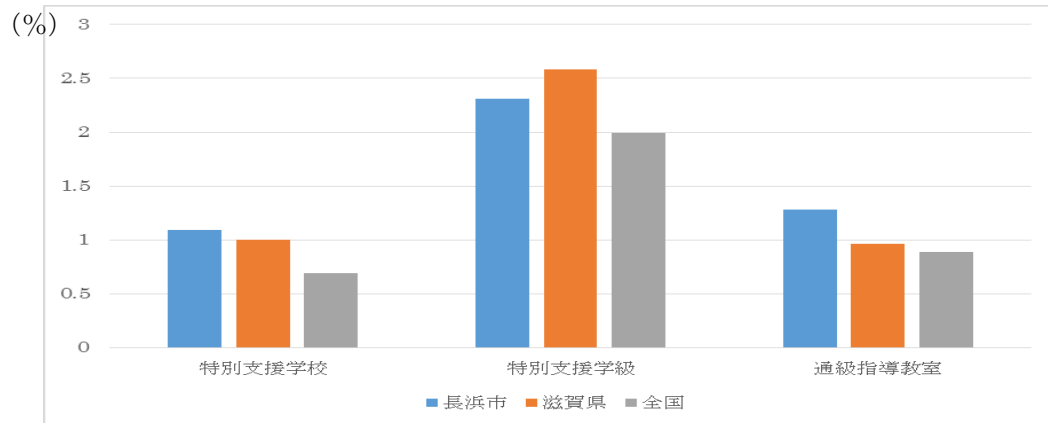
※人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（H24.7 中央教育審議会初等中等教育分科会より抜粋）

2 本市における特別支援教育の実態について

(1) 在籍者数（平成27年度）

	長浜市	滋賀県	全国
特別支援学校	1.09% 117人	1.00% 1,278人	0.69% 約7万人
特別支援学級	2.31% 249人	2.58% 3,292人	1.99% 約20万1千人
通級指導教室	1.28% 138人	0.96% 1,225人	0.89% 約9万人
個別の指導計画 作成者	9.9% 1026人	(9.13%) (10,849人)	(6.5%程度)

特別支援教育の対象者（義務教育段階）



(2) 特別支援学校入学者数

	園から小学部へ	小学校から中学部へ
H25年度	13人	7人
H26年度	8人	2人
H27年度	10人	6人
H28年度	4人	1人
H29年度（予定）	7人	1人

(3) 通常の学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画を立て、特別な支援を行っている児童生徒の割合

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
小学校	9.7%	10.5%	10.6%	12.0%	12.0%
中学校	7.4%	9.3%	7.7%	6.5%	7.9%

(4) 通級指導教室の児童生徒数（平成28年度）

	長浜北小	南郷里小	古保利小	虎姫小	木之本小	西中
対象児童生徒	29人	25人	23人	15人	26人	18人

3 本市における特別支援教育の取組状況

(1) 文科省委託事業 H26～H27

- ①発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期支援事業（長浜小学校、北郷里小学校）
 - ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の明確化（アセスメントの見直し等）
 - ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対する支援内容の工夫
 - ・授業（一斉指導）における指導方法の（ユニバーサルデザインの授業づくり）改善
- ②インクルーシブ教育システム構築モデル事業（古保利小学校）
 - ・「合理的配慮」の充実に向けた取組
 - ・事例の対象となる児童に対する「合理的配慮」の取組

(2) 副次的な学籍モデル事業

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育について ～小中学校と特別支援学校の双方で指導を受けられる「副次的な学籍（副籍）」に関する研究～

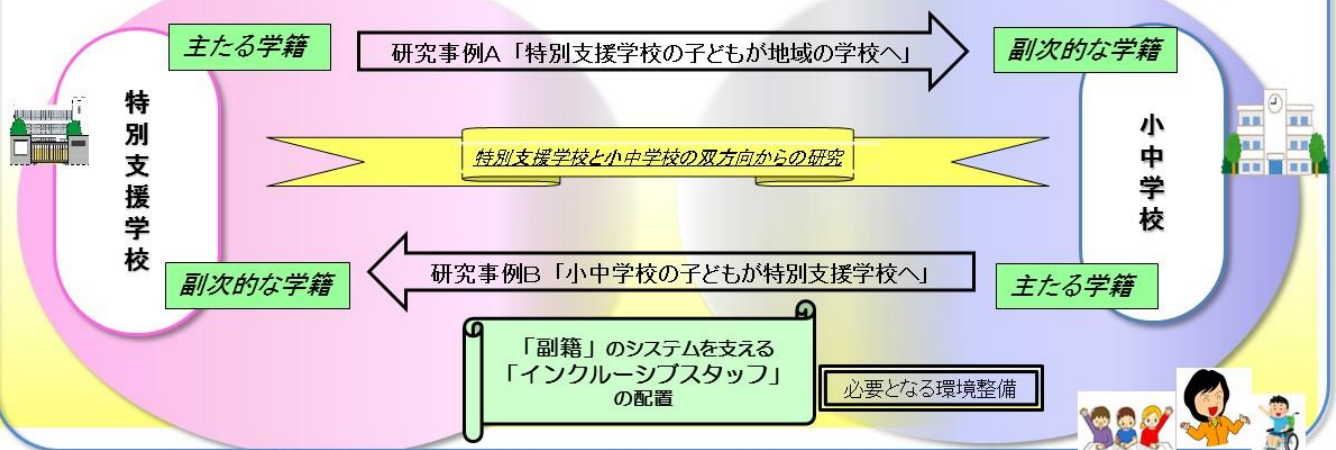
「共に学び、共に生きる教育の実現」～障害のある子どもとない子どもが、地域で共に学び、共に生きていく姿をめざして～

- ・障害のある子どもが、地域の小中学校で、障害のない子どもと共に学びあうことにより、自立と社会参加に向けた地域とのつながりを深める
- ・障害のない子どもが、障害のある子どもと共に学びあうことにより、互いを尊重し支えあいながら生きる、共生社会の一員としての資質を育む

「副次的な学籍（副籍）」に関する研究

特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、県立特別支援学校あるいは市立小中学校に「副次的な学籍（副籍）」をもち、多様な学びの場で教育を受ける仕組みづくりの研究

県と長浜市との共同研究【H28県とのモデル研究】



(3) インクルーシブサポーターの配置

- ・学校全体として、特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育システム構築のために必要な環境整備や合理的配慮を行うための人的支援
- ・24校に28人を配置（平成28年度）

（４）メディカルコンサルテーション事業（専門医による相談事業）

- ・ 学校、園を対象に、養育、教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行う（今年度新規事業）
- ・ のべ相談者数４３人（４月～１２月）

（５）専門家による巡回相談の実施

- ・ 特別支援教育に関するより確かな知識と対応力を身につけるため、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者等を派遣し、教職員の資質の向上を図る
- ・ 通常学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対する支援の充実や授業改善
- ・ １９校９３回実施（平成２７年度）

（６）教職員研修会の開催

- ・ 特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導教室担当者会議、その他新任担当者研修会など

（７）早期発見・早期支援のためのチェックシート作成

- ・ 通級指導教室担当者の読み書きチェックにより、課題の早期発見・早期支援につなげる。

（８）部局横断型チームを設置

- ・ 関係各課が緊密に連携のうえ市の特別支援教育を推進するため、平成２５年度に部局横断型チームを設置し、教育分野と福祉分野、保健分野の連携を図る。

（９）つなぎの支援（主管は児童発達支援センター）

- ・ 就学前から２５歳までの途切れない支援とするための「つなぎの支援」の導入に向け、今年度はその準備として各関係機関への説明等を実施した。

（１０）就学指導のシステム ※【補足資料６】参照

- ①長浜市就学指導委員会を設置し、しょうがいのある幼児、児童及び生徒の適切な就学、及び一人ひとりの教育的ニーズに応じて行う支援の充実を図る。

- ②平成２５年の学校教育法施行令改正後、就学時に決定した学びの場は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応状況を勘案しながら、就学先決定後も柔軟に就学先を見直していくことが重要とされた。

これに伴い、本市では関係者に共通理解を図り、特別支援学校と連携をとりながら就学指導を進めてきた。（長浜養護学校と移行計画を作成）また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続きの流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、保護者に対して説明をしている。

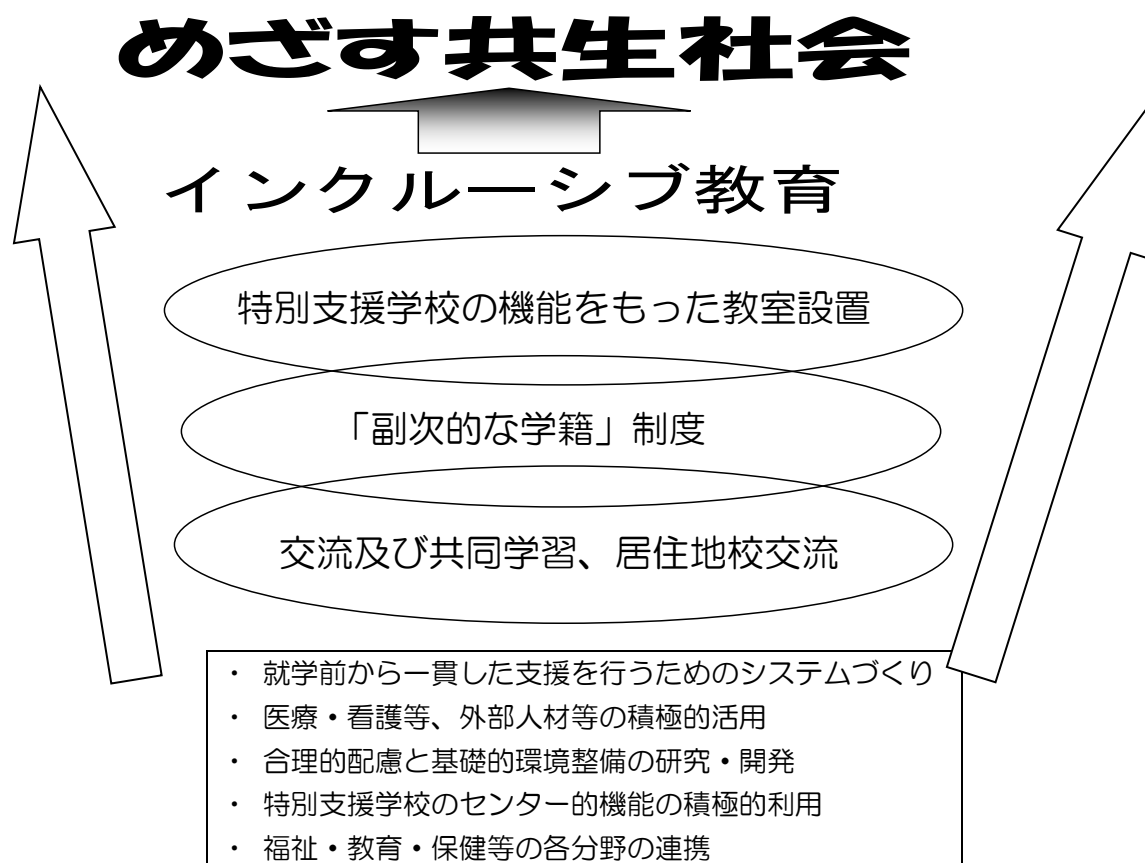
③これまでの事例

- ・ 特別支援学校在籍児童が地域の小学校へ転学した。
- ・ 特別支援学校対象児童が、地域の学校に就学し、特別支援学校へ転学した。

4 インクルーシブ教育に関する今後の方針

インクルーシブの考え方は、あらゆる子どもたちが地域の学校に包み込まれ、どの子も「必要な援助」を受けながら、互いに学び合う姿をめざすものであると考える。

自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な学びの場を活用しつつ、一人ひとりの違いやニーズに応じた支援をしていく。



友だちアンケート

中・上 学年

() 年 () 組 () 番 名前 ()

みなさん、友だちとなかよく楽しい^{たの}学校生活^{がっこうせいかつ}がおくれていますか。
〇〇小学校の友だち一人ひとりが、まいにち楽しい学校生活^{がっこうせいかつ}がおくれるようにアンケート
をします。

正直^{しょうじき}にまじめに考^{かんが}え、自分^{じぶん}のあうところに〇をして答^{こた}えてください。

1、学校は楽しいですか。

- () ア. 楽しい
() イ. いやなこともあるが、まあまあ楽しい
() ウ. 楽しいこともあるが、いやなことのほうが多い^{おおい}
() エ. 楽しくない

★ 楽しいことはどんなことですか。(ア、イ、ウの人)

--

★ いやなことはどんなことですか。(イ、ウ、エの人)

--

2、今の学年になってから、いやなことをされたり、言われたりしたことがありますか。

また、いやな気持ちになったことがありますか。

- () ア. 今もある。
() イ. 前は、あったが、今はない。
() ウ. ない

★ アかイに〇をした人は、どんなことか答^{こた}えられるだけ書いてください

--

3、今の学年になってから、いやなことをしたり、言ったりしたことがありますか。

また、いやな気持ちにさせたなあと思うことがありますか。

- () ア. 今もしている、言っている

() イ. まえにしていたが、今はしていない、言っていない。

() ウ. なし

★ アかイに○をした人は、どんなことか書いてみましょう。

--

4、今の学年になってから、クラスでいやなことをされたり、言われたりしているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。

() ア. ある

() イ. ふざけているようだが、見たり聞いたりしたことがある。

() ウ. ない

★ アかイに○をした人は、どんなようすだったか書いてみてください。

--

5、今の学年になってから、友だちにしてもらったことで、一番^{いちばん}うれしかったことはどんなことですか。

--

6、あなたは、自分が好きですか。 (はい ・ いいえ)

★それは、どんなところですか。よかったら教えてください。

--

教育相談アンケート ()年()組()番 氏名()

最近1ヶ月のあいだ(GWから今日まで)のことについて、○をつけてください。

【A ある と応えた場合はア～ウにもこたえてください】

- 1 わけもないのに食欲がなくなる(ご飯を食べたくない)ことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
- 2 学校に行きたくないと感じたことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
- 3 心配ごとがあつて、夜なかなか眠れないことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
- 4 気になることがあつて「何もしたくない」と思うことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
- 5 友達と話すことがいやになることがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
- 6 このごろ休み時間は何人ぐらいでいることが多いですか。
A 1人 B 2, 3人 C 3, 4人 D 5人以上
- 7 活動をするとき、遊ぶときなどに仲間はずれにされたことはありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 8 持ち物をとられたり、隠されたりしたことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 9 わけもなくたたかれたり、けられたりしたことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 10 「金を出せ!」と言って、とられたことがありますか。(「金貸して…」と優しく言って、返さないものも含む)
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 11 先生や友達のいないところで、悪口を言われたり、いやなことをされたことはありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 12 「言葉をしゃべらない」「仲間に入れない」などの無視をされたことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある
- 13 「掃除をやっとけ!」「片付けをしとけ!」などの仕事を命令されたことがありますか。
A ある (ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上) B ない
C 見たことがある

裏にも質問があります。

- 14 「〇〇さん（くん）」を無視（仲間はずれ）しようかという相談をしたことがありますか。
 A ある（ ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上 ） B ない
 C 見たことがある
- 15 「〇〇さん（くん）」との机をくっつけるのをいやがったり、「〇〇さん（くん）」の持ち物にさわるときに、きたない物をさわるようなさわり方をしたことがありますか。
 A ある（ ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上 ） B ない
 C 見たことがある
- 16 授業中に、「〇〇さん（くん）」の悪口を書いた手紙がまわってきたことがありますか。
 A ある（ ア 1, 2回 イ 3, 4回 ウ 5回以上 ） B ない
 C 中身はわからないが手紙が回っていることを見たことがある
- 17 あなたは、今の学級の一員でよかったと思いますか。
 A とてもそう思う B まあまあそう思う C あまりそうは思わない D 思わない
- 18 あなたは、「自分」が好きですか。
 A とても好き B まあまあ好き C あまり好きではない D 好きではない
- 19 病気でもないのに、学校に行きにくい、または行きたくないと感じたことがありますか。
 A よくある B 時々ある C ほとんどない D ない

質問 19 で「よくある」「時々ある」と答えた人にたずねます。

(1) その理由は何ですか。(複数あればあるだけ教えてください)

ア 友達 イ 先生 ウ 授業(勉強) エ きまり オ いじめ
 カ 進路 キ 家族 ク 何となく ケ 部活動 ケ その他()

(2) 「学校に行きにくい」「学校に行きたくない」と感じたときあなたはどうしましたか。

ア ずっと学校を休んだ。 イ 学校を時々休んだ。 ウ 遅刻や早退をした。
 エ 学校は休まなかった。 オ その他()

- 20 西中生（西中の生徒のひとり）でよかったと思いますか。
 A とてもそう思う B まあまあそう思う C あまりそうは思わない D 思わない
- 21 あなたは西中学校での生活を楽しめますか
 A とても楽しい B まあまあ楽しい C あまり楽しくない D 楽しくない

質問 21 で「とても楽しい」「まあまあ楽しい」と答えた人にたずねます。

(1) 楽しんでいる理由はどこにありますか。二つ以内で教えてください。

ア 友達 イ 先生 ウ 授業 エ 部活動 オ その他()

- 22 あなたが困ったとき、西中学校の先生の中に、自分から相談できる先生がいますか。
 A 二人以上いる。 B 一人はいる。 C いない
- 23 あなたは、現在、心配ごとがありますか。ある場合は誰のことですか。
 A ある（ ア 自分のこと イ 友達のこと ウ 家族のこと エ その他 ）
 B ない
- 24 メールやライン等で困っていることはありませんか。聞いたこと、知っていることはありませんか。
 A ある（具体的に書いてください ）
 B ない
- 以上でアンケートは終わりです。ありがとうございました。

長浜市いじめ防止等の基本方針

— 子どもたちの生活が安心したものであるために —



長 浜 市

平成27年2月

目次

はじめに.....	1
I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方.....	2
(1) いじめの定義.....	3
(2) いじめの防止.....	3
(3) いじめの早期発見.....	4
(4) いじめへの対処.....	4
II いじめ防止等のための組織	
1 法が規定するいじめ防止等への組織的対策.....	5
(1) 基本方針の策定.....	5
2 いじめ防止等のための組織等.....	5
(1) 校内いじめ問題対策委員会.....	5
(2) 教育委員会の附属機関.....	6
(3) いじめ問題対策連絡協議会.....	6
III いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめ防止等のために市が実施する施策.....	7
(1) 防止の視点から.....	7
(2) 早期発見の視点から.....	7
(3) 早期対応の視点から.....	7
2 重大事態への対処.....	8
(1) 重大事態の意味について.....	8
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	8
IV その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	
1 施策の点検評価.....	9
2 基本方針の見直し.....	9
3 市立学校における学校基本方針の策定状況の確認.....	9

はじめに

いじめ問題の解決は、学校教育においてはもとより、社会全体としても重要な課題となっています。これまで、学校教育では、いじめの未然防止や早期発見、早期対応のために、児童生徒に対して日々継続した指導を積み上げるとともに、指導を担う教職員の資質向上、学校の組織体制の見直し等を図ってきました。しかし、全国的に重大な事案は後を絶たず、市内においても、深刻化する危険性をはらむ事案が依然として起こっています。子どもたちの夢や希望を育む教育の場で、子どもが絶望感を感じ、自ら将来を絶つようなことは決して起こってはなりません。

いじめ防止等のための対策は、児童生徒を一個の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている立場を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。教職員に求められるのは、子どもの心の叫びを読みとることであり、そのためにも教職員自身の感性、学校の感性を磨き高めることが必要だと考えられます。また、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要だと考えられます。

長浜市では、「いじめがどの学校でも、どの学級でも起こりうる」、「いのちや人権に関わる重大な問題である」ことを十分に認識し、いじめの未然防止に向けた取組、いじめの早期発見に向けた取組、いじめへの対処のための取組について総合的に推進するために、ここに「長浜市いじめ防止等の基本方針」を策定します。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

長浜市では、長浜の未来を切り拓き、次代を担う大切な宝である子どもたちを育て導くのは大人の役目や責務であり、責任をもって子育てをすることが肝要だと考えています。また、子どもたちには、社会を生きるために身につけておきたい約束事や、よりよく成長しようとする心構えを示すものが必要であると考え、平成26年4月に「長浜子どものちかい」、「長浜子育て憲章」を策定しました。豊かで安定した未来を目指す子どもたちの心の醸成という、人間としての土台をつくるための指針というべきものです。

この趣旨を踏まえ、学校、家庭、地域がひとつになり、いじめを早期に発見し、早期に対応をしていくにとどまらず、いじめを許さない学校・学級づくり、人間関係づくりのための環境、土壌をつくっていくこともまた重要だと考えています。

いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの早期対応（以下、いじめ防止等）のための対策は、児童生徒を一個の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童生徒の置かれている立場を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童生徒が自分たちの力でいじめ問題を解決できるように、学年、学級、グループなどの集団としての力を高めていくための支援をしていくことも重要です。

長浜市では、こうした「子ども目線」に立って、子どもが安心して生活を送る学校の実現を目指し、いじめ防止等のための対策を総合的に推進します。

長浜子どものちかい

わたしたちはちかいます

- 一. 元気にあいさつをします
- 一. 名前を呼ばれたら「はい」と返事をします
- 一. 「ありがとう」「ごめんなさい」をすなおに言います
- 一. 困っている人がいたら言葉をかけます
- 一. 人の話をしっかり聞きます

長浜子育て憲章

おとなが実践します

- 一. 子どもに誠実に生きる姿を見せます
- 一. 見守るまなざし、叱る勇気を大事にします
- 一. ルールとマナーを教え、奉仕の心を育みます
- 一. 自然や人々に感謝の心でふれあう子どもを育てます
- 一. 長浜に誇りをもち、地域に貢献する子どもを育てます

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒が、人間関係のある者から心理的、物理的な影響を与える行為によって心身に苦痛を受けたものをいいます。

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

* 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。（いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省より）

(2) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。

このことを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、全ての児童生徒を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めます。

家庭は、親子の絆や信頼関係を深める機会づくりを大切にしながら、その中で、基本的な倫理観、自立心などとともに、他者を思いやることや生命の大切さを教えます。家庭では子どもたちの規範意識を養うため、必要な指導を行いますが、いじめに関わる心配などがある場合には、家庭だけで抱え込まず、積極的に学校や関係機関等と連携するよう努めます。

地域は児童生徒を地域社会で見守ることができるよう様々な場を通じて大人と子どもが関わりを持つようにし、その関わりを通して子どもたちの豊かな情操や道徳性、他者とのコミュニケーション能力を育成します。

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童生徒が豊かな人間関係をつくることができるよう、児童生徒一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童生徒が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

また、児童生徒の自発的・自治的な活動を進め、児童生徒自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童生徒にとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。あわせて、教育委員会はいじめ問題の本質や取組の重要性について市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を進めます。

（３） いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。このため、学校は、日頃から児童生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな変化やサインを察知し、いじめの疑いを持って、速やかに適切な関わりをもち、いじめを隠そうとすることなく、ことの軽重を問わず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行います。

学校は、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童生徒が安心して相談できるよう、教職員は児童生徒との信頼関係を築きます。また、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

（４） いじめへの対処

児童生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、至急に対処する必要があります。学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保しつつ、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第 22 条に規定される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」において対処します。

この際、いじめを受けた児童生徒の立場に配慮しつつ、関係する児童生徒から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家とも連携し、適切な支援に努めます。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図り、サポートをします。

学校では、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、学校及び教育委員会は、関係機関との情報共有体制を構築します。

Ⅱ いじめ防止等のための組織

1 法が規定するいじめ防止等への組織的対策

(1) 基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針

学校は、国の基本方針、長浜市いじめ防止等の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。「学校いじめ防止基本方針」では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定めます。

(法第 11 条) 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

(法第 12 条) 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

(法第 13 条) 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ防止等のための組織等

(1) 校内いじめ問題対策委員会

学校はいじめ防止等のため、自らの学校でどのようにいじめ防止等の取組を行うかについて定めた「学校いじめ防止基本方針」の推進や、組織的対応の中核としての役割を担うために「校内いじめ問題対策委員会」を設置します。

〈構成〉 校長・教頭・生徒指導担当教員・教育相談担当教員・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者

(法第 22 条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(法第 28 条) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同

種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（２）教育委員会の附属機関（重大事態に対応）

学校で対応の難しいいじめ問題に対し、その防止及び対処のため、長浜市教育委員会に附属機関として「学校いじめ問題対策委員会」を設置します。附属機関には、弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図ります。

- いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討すること
- いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行うこと
- いじめの重大事態に対処するために問題の解決を図ること

〈構成〉 弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等、公平性・中立性を確保するために適当と認める者

（法第 14 条第 3 項） 教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（３）いじめ問題対策連絡協議会（常設）

市は、法第 14 条第 1 項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、条例により、関係者により構成される、「長浜市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

〈構成〉 市長・教育長・PTA 代表・長浜警察署の職員・木之本警察署の職員・市立学校の校長（代表）・児童相談所の職員・市関係課の職員・関係行政機関の職員・弁護士・臨床心理士・社会福祉士等をもって構成します。

（法第 14 条第 1 項） 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

Ⅲ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために市が実施する施策

(1) 学校・教育委員会での防止の視点から

- 思いやりの心や、「いのち」がかけがえのない大切なものであることを道徳教育や人権教育、学級指導などの全ての教育活動を通して育みます。
- いじめはその行為の態様により刑罰法規に抵触する場合もあり、決してしてはならないものであることを全ての児童生徒に認識させ、いじめをしない、見過ごさない規範意識を持たせます。
- 児童生徒が自主的に行う活動（児童会、生徒会活動）を推進します。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図ります。
- インターネットを通じて行われるいじめの防止等のため、危険性やトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教育を進めるとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発活動に努めます。
- いじめ防止等に関する情報を提供します。
- 校内対応マニュアルの整備・見直しを進め、研修等を通して教職員のスキルアップを図ります。

(2) 学校・教育委員会での早期発見の視点から

- 学校では児童生徒に対する定期的な調査等を実施します。その際には、いじめとして積極的に認知し、いじめを見逃さない姿勢をプラスに捉え、積極的に取り組む組織・体制を構築します。
- 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー等による相談体制の充実を図ります。
- 教育相談活動の充実に努めます。
- 教員の資質能力の向上を図ります。
- 生徒指導に係る体制等の充実を図ります。

(3) 早期対応の視点から

- 学校と教育委員会との連絡を緊密に行うとともに市関係課と連携し、組織的な対応に努めます。
- 事案に応じて市内部だけではなく、関係機関との連携を図ります。
- 教育委員会は、いじめ等問題行動の対処に関し、相談に乗り助言を行うための機関（問題行動等対応サポートチーム（仮称））を設置します。

※本市の学校問題に対し、学校と教育委員会とが連携して対応に当たる上で、専門的な見地からの指導、助言及び援助を行うことにより、学校問題の早期解決及び適切な対応に資するためのチームです。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携を図ります。

2 重大事態への対処

いじめを認知した段階で、至急に対処する必要があります。いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒のいのち、安全を確保することを最優先し、守り通す意志をもって組織的に対処します。また、迅速・的確な情報共有により関係機関等との協力支援体制をつくり、市全体で取り組みます。

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったこととします。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要です。

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告するとともに、連携して、その事案の調査を行う主体や、調査組織について判断をします。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

上記(1)に基づき、重大事態にいたる要因となったいじめ行為について、以下①～⑤の客観的な事実関係を直ちに調査します。

- ① いつから（いつ頃から）であるか
- ② 誰から行われたか
- ③ どのような態様だったのか
- ④ いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤ 学校教職員はどのように対応したか

調査においては、累積性、複合性について遡及調査及び周辺調査を行うものとします。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとします。調査の結果は教育委員会から市長に報告します。

調査を実りあるものにするために、学校や市にたとえ不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとし、調査結果については、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明をします。

Ⅳ その他いじめ防止等のための対策に関する事項

1 施策の点検評価

教育委員会は、本基本方針に基づく施策の実施に当たり、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策の実施状況を点検し、その効果や課題について評価を行うとともに、市長に報告をします。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、国または県の基本方針の見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、上記1に掲げる施策の点検や評価の結果を勘案して、必要に応じて見直しを行うこととします。

3 市立学校における学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認

教育委員会は学校基本方針について、策定状況の確認を行い、市長に報告し、公表します。

【用語解説】

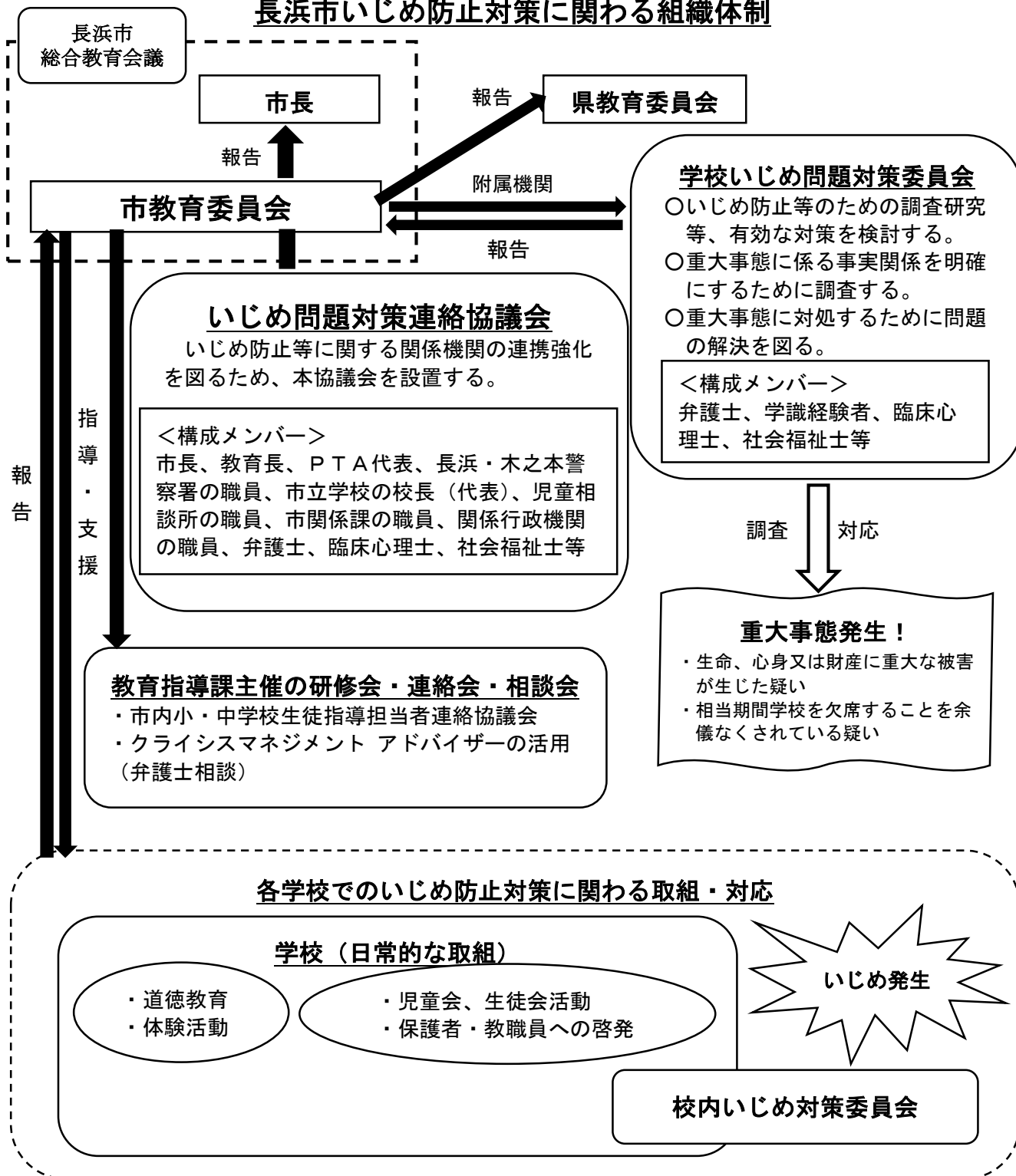
スクールカウンセラー

心の専門家として学校で児童生徒や保護者の悩みを聴くとともに、教員をサポートする。不登校を始めとする児童生徒たちの心のケア、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアにあたる。

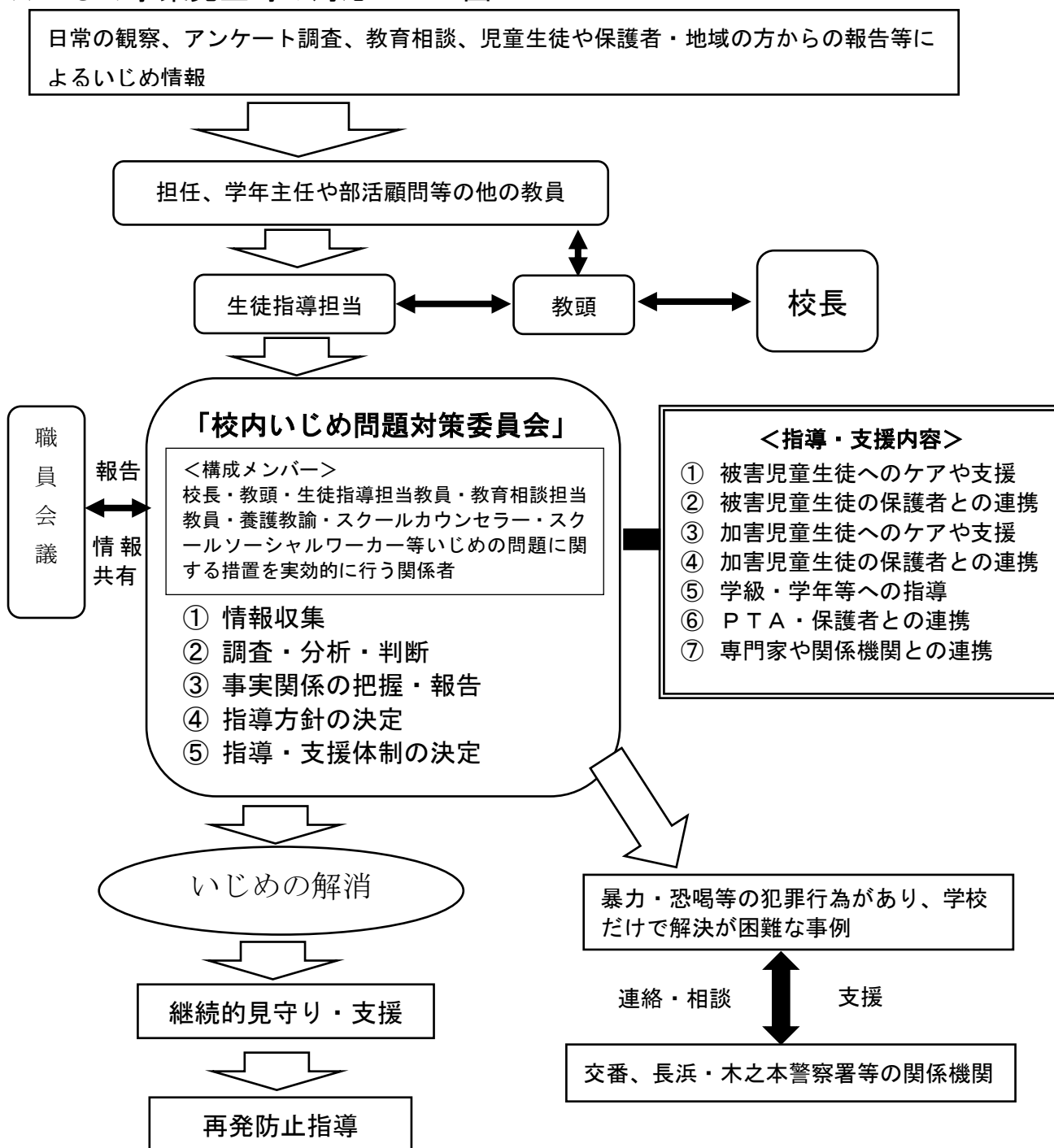
スクールソーシャルワーカー

学校または教育委員会を足場として、社会福祉の立場から「子どもを取り巻く環境」に注目して問題解決にあたる。関係機関との役割分担を調整したり、子どもや保護者への直接支援、教職員への指導・助言を行う。

長浜市いじめ防止対策に関わる組織体制



☆いじめ事案発生時の対応フロー図



インクルーシブ教育システム構築に向けた 基礎的環境整備と合理的配慮の課題

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
教育支援部上席総括研究員 藤本裕人
(インクルーシブ教育システム構築関連DB担当)

内容

1. インクルーシブ教育システム構築に関する動向
2. 合理的配慮と基礎的環境整備の関係
3. 特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育
システム構築
4. 特別支援学校と基礎的環境整備・合理的配慮
5. 求められる専門性

1. インクルーシブ教育システム構築に関する動向

昭和23年4月	小学校、中学校、盲学校及び聾学校の義務制実施
昭和54年4月	養護学校の義務制実施
	この間、就学猶予・免除者が激減・だれもが義務教育制度に
平成13年1月	「21世紀の特殊教育の在り方について（報告）」 「一人一人の教育的ニーズへの対応」
平成14年4月	学校教育法施行令一部改正（22条3） 認定就学
平成15年3月	「今後の特別支援教育の在り方について（報告）」
平成16年6月	障害者基本法 第14条第3項「交流及び共同学習」
平成17年12月	中教審「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」
平成17年4月	発達障害者支援法 施行
平成19年4月	学校教育法一部改正「特別支援学校」「特別支援学級」
平成19年8月	文部科学省「特別支援教育」インクルーシブな方向への移行は世界の潮流
平成19年9月	障害者の権利に関する条約 署名
平成20～21年	幼小中高特別支援学校学習指導要領等の改訂「交流及び共同学習」
①平成23年8月	障害者基本法改正
②平成24年7月	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別 支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会
③平成25年6月	「障害者差別解消法」成立 施行平成28年4月1日
④平成25年9月	学校教育法施行令の一部を改正（就学関連）
⑤平成26年1月	障害者権利条約批准 インクルーシブ教育システムの構築

①ー１ 障害者基本法の改正について(平成23年8月)

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

２ 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

３ 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

①ー2 障害者基本法の改正について(平成23年8月)

(差別の禁止)新設

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

②ー１ 障害者の権利に関する条約（第24条教育）における「合理的配慮」

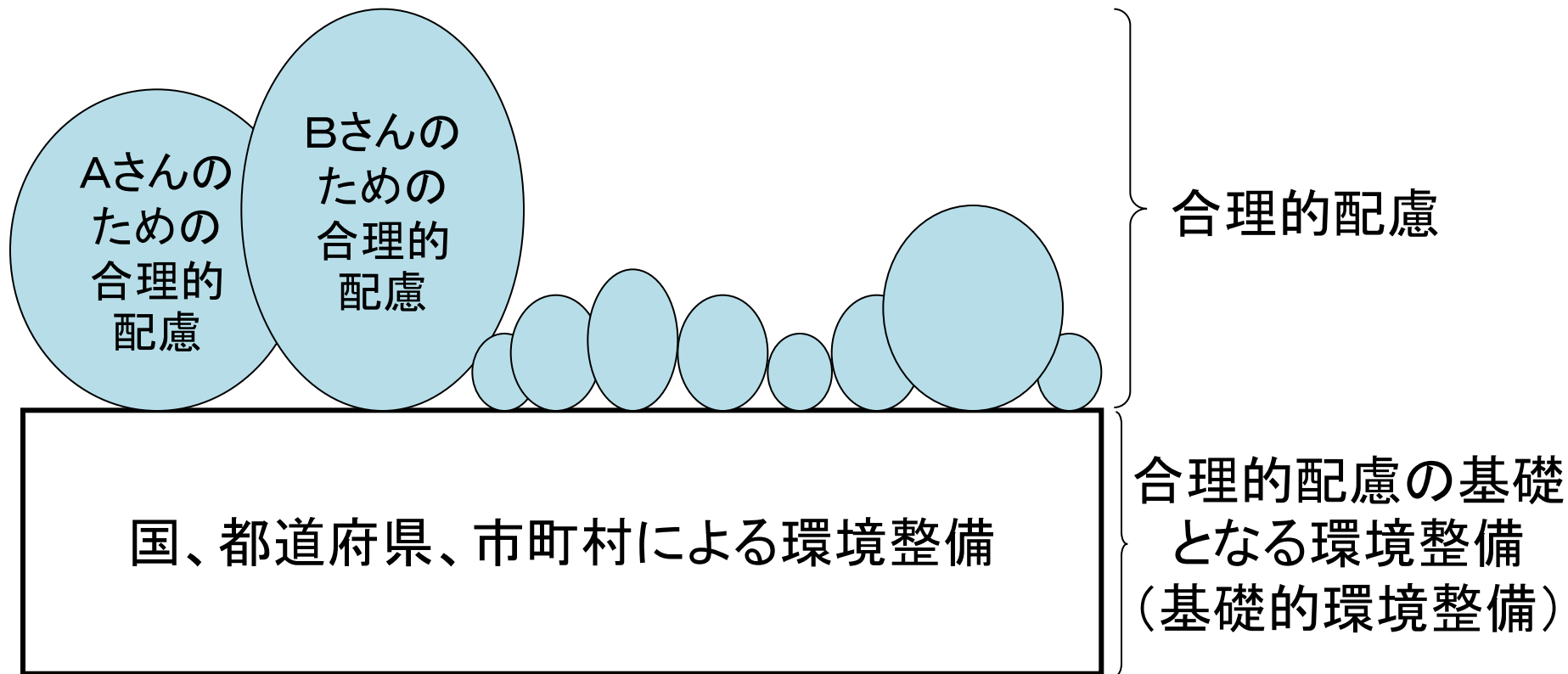
障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供される等が必要とされている。

②ー2 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月

1. 共生社会の形成にむけて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施



* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ 教育システム構築のため特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

基礎的環境整備と合理的配慮配慮（中教審初中分科会報告より）

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

①－１ 教育内容

- ①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①－１－２ 学習内容の変更・調整

①－２ 教育方法

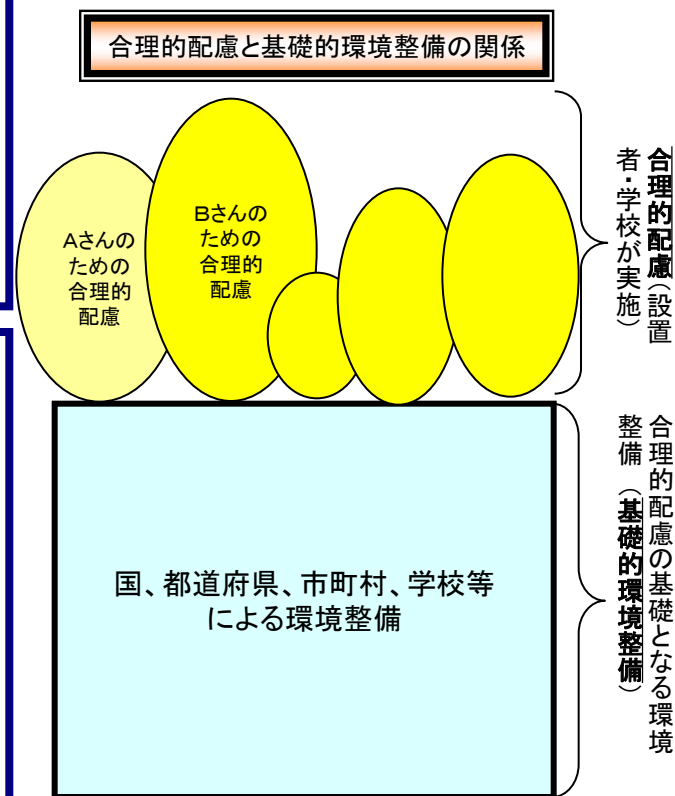
- ①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①－２－２ 学習機会や体験の確保
- ①－２－３ 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②－１ 専門性のある指導体制の整備
- ②－２ 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②－３ 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③－１ 校内環境のバリアフリー化
- ③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する 特別委員会 合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(ポイント)(平成24年)

1. 「合理的配慮」の定義等について

(1) 「合理的配慮」の定義

○条約の定義に照らし、本ワーキンググループにおける「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

(2) 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

○障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

2. 「合理的配慮」の決定方法等について

○「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要。

○「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもの。設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別的教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要。

○移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要。

3. 基礎的環境整備について(それぞれの現状と課題について整理)

○「合理的配慮」の充実を図るため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、「基礎的環境整備」の充実を図っていくことが必要。「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意することが必要。そのためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要。

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(3) 個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(5) 施設・設備の整備

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

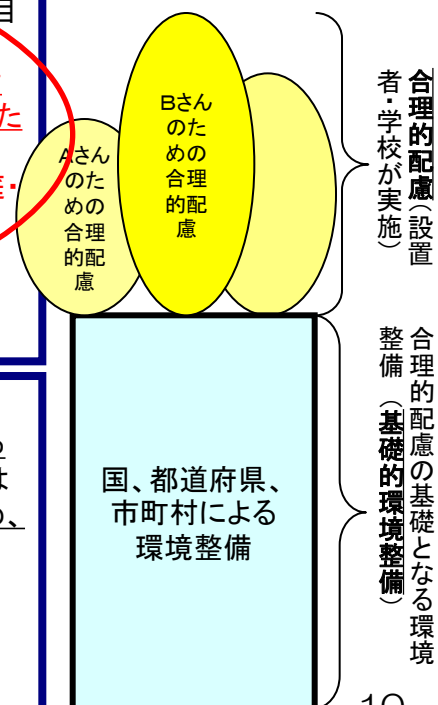
(2) 専門性のある指導体制の確保

(4) 教材の確保

(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

(8) 交流及び共同学習の推進

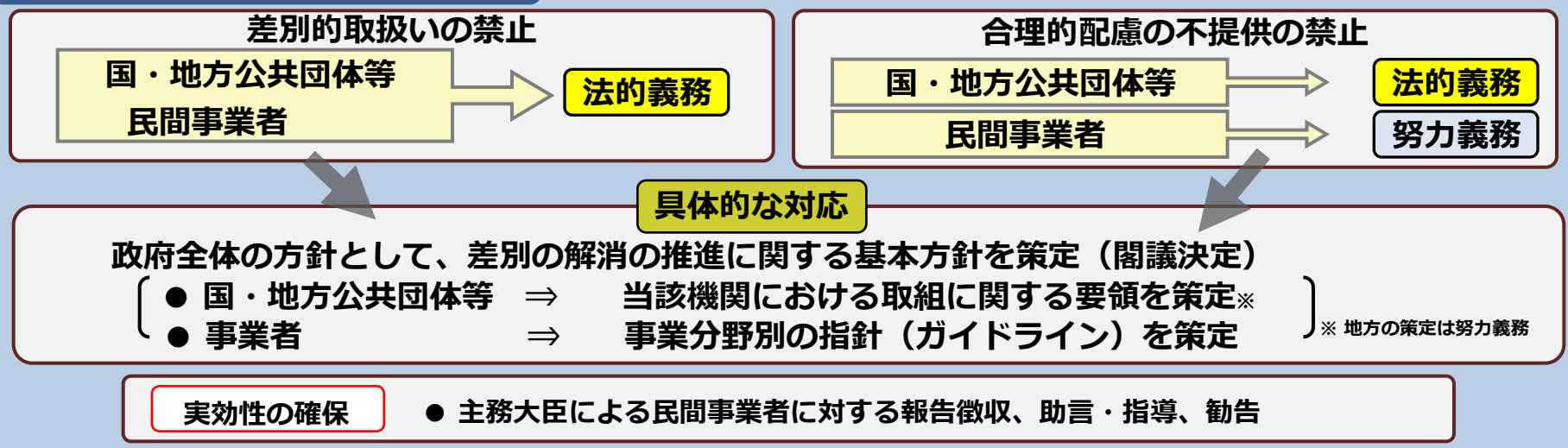
合理的配慮と基礎的環境整備



③ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
--	---	--	--

I. 差別を解消するための措置



II. 差別を解消するための支援措置

- 紛争解決・相談** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

(平成25年6月)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

④学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要

1. 趣旨

中教審初中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。)について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

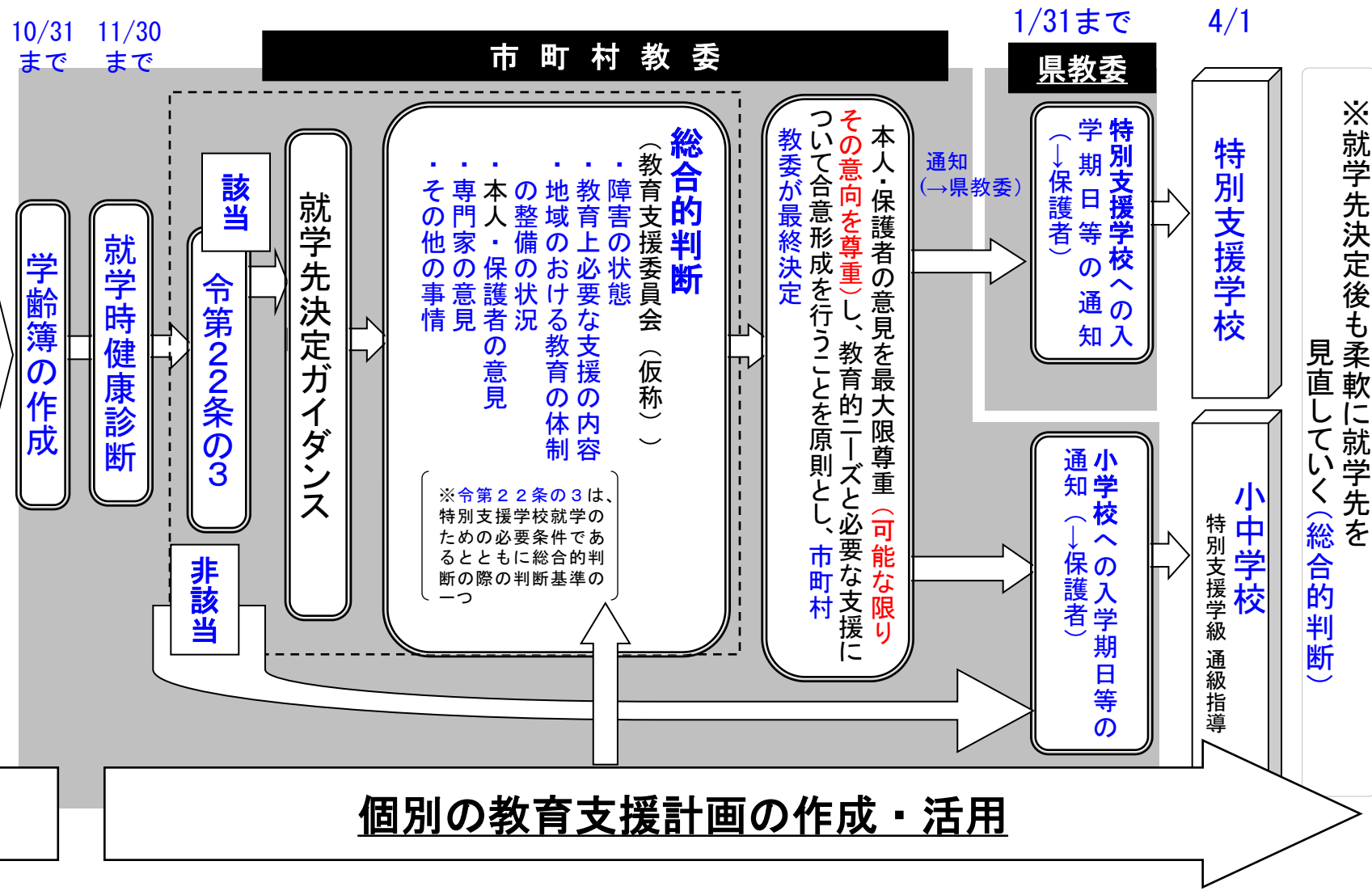
(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

3. 施行日 平成25年9月1日

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



就学に関わる制度と合理的配慮

視覚、聴覚、知的、肢体、病弱

就学基準に該当

区市町村教委

認定特別支援学校就学者

総合的な判断

合理的配慮

都道府県教委
・
保護者への
入学期日・
学校指定

合理的配慮

特別支援学校

在籍

合理的配慮

転校・進学

1歳6ヶ月健康診査

3歳児健康診査

区市町村教育委員会
・学齢簿の作成
・入学5ヶ月前

就学時健康診断

就学基準に非該当

区市町村教委
・
小学校への入学期日等の通知

特別支援学級

在籍

在

通常の学級

通級

籍

小・中学校

合理的配慮

⑤ 障害者の権利に関する条約の経緯

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効した。

日本政府は早期の締結を目指し、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、平成25年12月4日に国会で承認し、平成26年1月20日に批准した。

本条約は平成26年2月19日に我が国において効力を生ずる。

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(1) 学校教育における「合理的配慮」とは

合理的配慮

「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適切な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの」と定義されている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。

* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ 教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より

2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(2)「基礎的環境整備」とは

基礎的環境整備

障害のある子どもの支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村で、教育環境の整備を行う。

これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

基礎的環境整備の8観点

* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ 教育システム構築のため特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

参考資料22

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員・支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

Y! 入力して検索 検索 ログイン 本田し...

トップ＞政策・審議会＞審議会情報＞中央教育審議会＞初等中等教育分科会＞特別支援教育の在り方に関する特別委員会＞共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)＞共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 参考資料＞参考資料22:基礎的環境整備について

参考資料22:基礎的環境整備について

基礎的環境整備について
(現状及び国・都道府県・市町村の役割分担)

(1)ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

○1 特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)における在籍者の推移

平成21年	117,035人
平成22年	121,815人
平成23年	126,123人

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による指導

○1 教育課程編成

国	教育課程の基準の設定(学習指導要領等)
市町村	教育課程の管理
学校・校長	教育課程の編成

(8) 交流及び共同学習

※国立特別支援教育総合研究所が平成22年度に実施した全国の国公私立特別支援学校(1,045校)に対するアンケート調査(有効回答数849校、回収率81%)

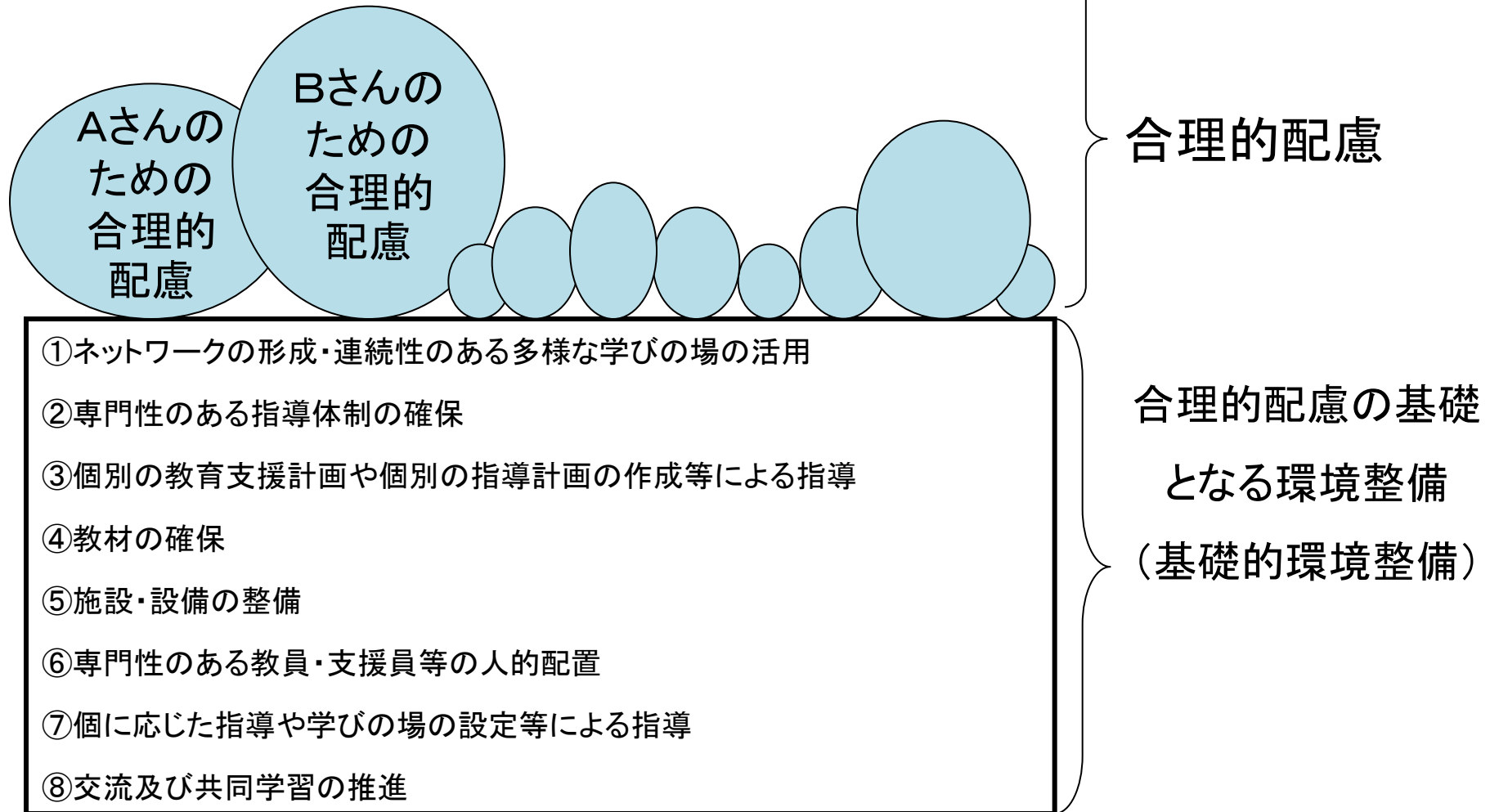
○1 学校間交流を実施している特別支援学校の割合

幼稚園	71.9%
小学部	94.6%
中学部	82.9%

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

設置者・学校が実施

*参考:中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進(報告)」平成24年7月より



2 合理的配慮と基礎的環境整備の関係

(3) 学校教育における合理的配慮の内容

「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

「合理的配慮」の観点② 支援体制

②－1 専門性のある指導体制の整備

②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②－3 災害時等の支援体制の整備

「合理的配慮」の観点③ 施設・設備

③－1 校内環境のバリアフリー化

③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮

(個別に必要とされるもの)

Aさんのための合理的配慮

Bさんの
ための合
理的配慮

Cさんのた
めの合理
的配慮

障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるように(障害者基本法 第16条 教育)

合理的配慮

(個別に必要とされるもの)

Aさんのための合理的配慮

① 教育内容・方法

授業

教育内容

- ・学習上又は生活上の困難を改善・克服
- ・学習内容の変更・調整

② 支援体制

- ・専門性
- ・理解啓発
- ・災害時

③

施設 設備

- ・バリアフリー
- ・障害特性
- ・災害時

教育方法

- ・情報、コミュニケーション、教材
- ・学習機会、体験の確保
- ・心理面・健康面の配慮

教師

Bさんのための合理的配慮

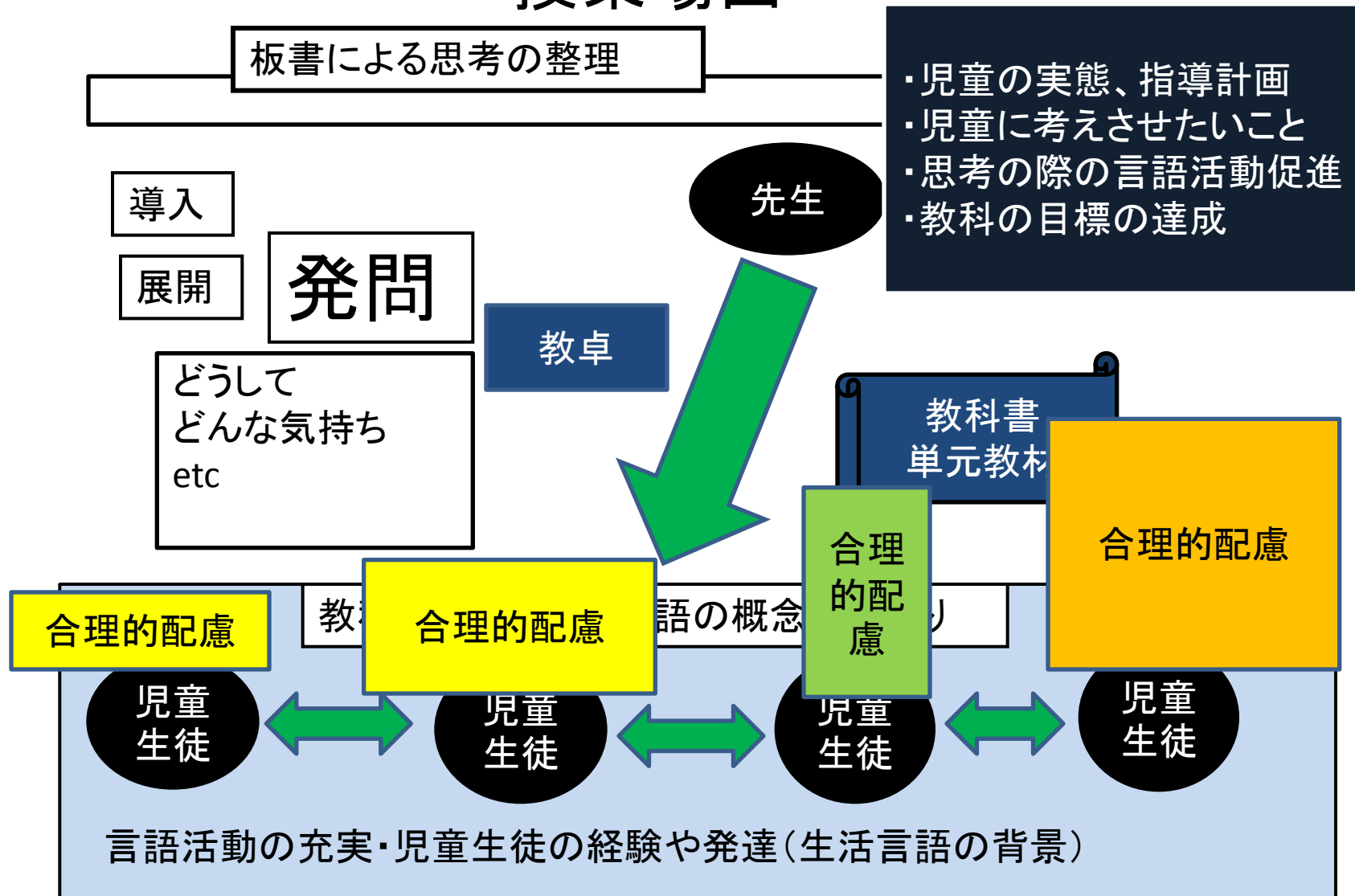
Cさんのための合理的配慮

基礎的環境整備(Aさん、Bさん、C、D、E……不特定多数の児童生徒を視野)
特別支援学校は、対象としている障害の特性を踏まえた学校環境となっている。

授業での指導(例)

* 専門研究D「障害のある子どもの学習言語に関する基礎的研究ー授業で使用する教科書及び指導者が使用する言語の把握ー」:平成21～22:国立特別支援教育総合研究所:研究代表者 藤本裕人

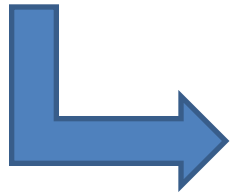
授業場面



従前から行ってきた配慮の考え方と、文部科学省中央審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」について

従前から行ってきた配慮

1. 情報の保障
2. 環境等の配慮
3. 心理面の配慮
4. 教育指導における配慮



個別に必要な合理的配慮

文部科学省中央審議会初等中等教育分科会(報告)

H24年7月23日

「合理的配慮」

3観点11項目

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

「基礎的環境整備」

8項目

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(2) 専門性のある指導体制の確保

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(4) 教材の確保

(5) 施設・設備の整備

(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

(8) 交流及び共同学習の推進

不特定多数・制度

新しい概念

3. 特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築



(1) 一人一人の教育的ニーズ

・ ・ ・ ・ ・ 個別の指導計画、個別の教育支援計画

(2) 合理的配慮は個別に必要とされるもの



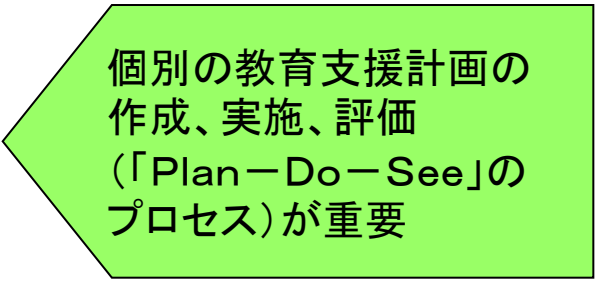
(3) 特別支援教育のセンター的機能

・ ・ ・ ・ ・ 地域の特別支援教育の専門性

(4) インクルーシブ教育システム構築

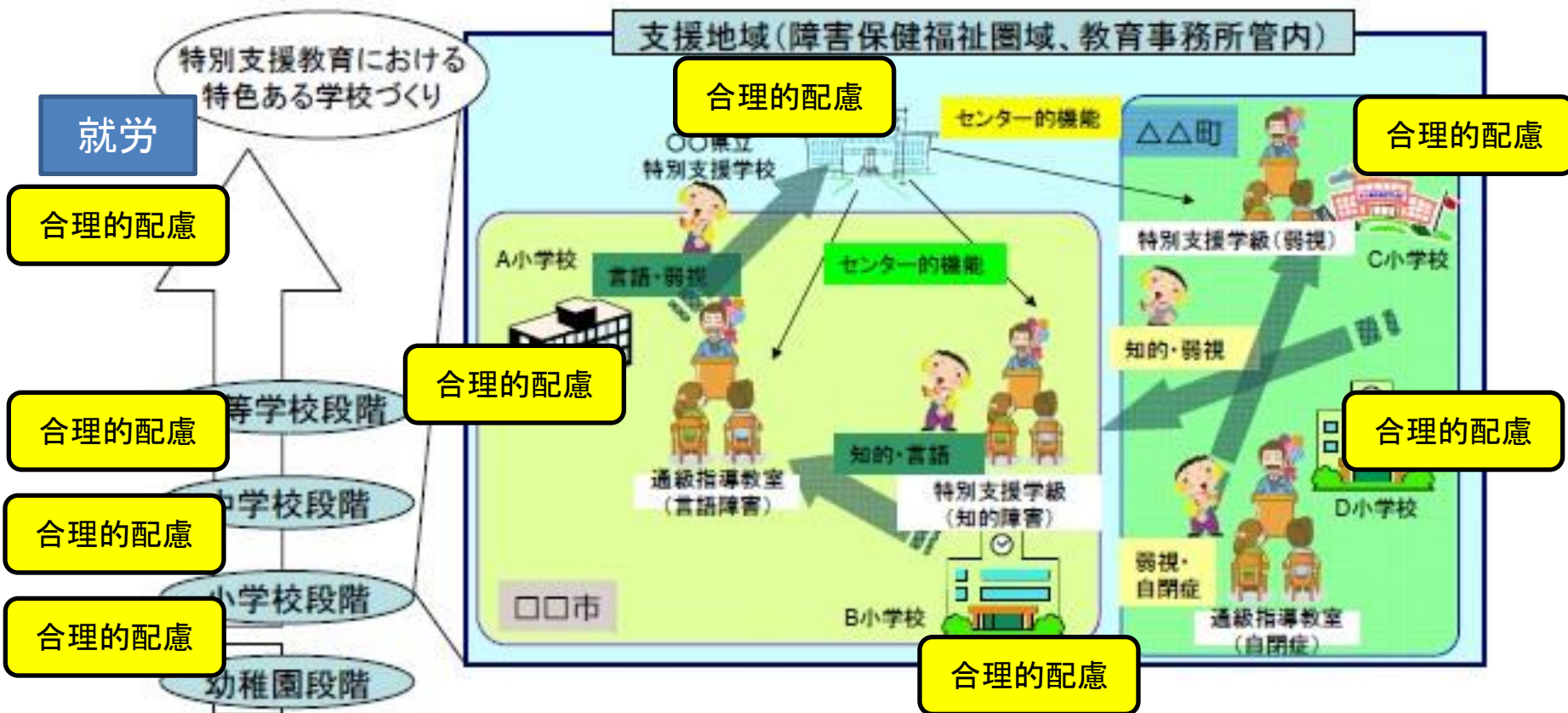
・ ・ ・ ・ ・ 地域のスクールクラスター

—障害のある子どもを生涯にわたって支援—



域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)のイメージ

地域内の教育資源(幼、小、中、高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。また、特別支援学校は、都道府県教育委員会に設置義務があり、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要がある。



* 参考：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のため特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

4. 特別支援学校と基礎的環境整備・合理的配慮

(1) 文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業

(2) 共生社会の形成に向けた取組

(3) 合理的配慮を行った結果の評価

(4) 基礎的環境整備の充実と合理的配慮の関係

(5) 基礎的環境整備は、「バリアフリー対策の推進」
「ユニバーサルデザインに配慮」

(6) 教職員の中に合理的配慮を必要とされている方々の存在

5. 求められる専門性

- (1) 合理的配慮の否定は差別になることを、正しく理解すること
- (2) 授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと
- (3) 従来からの教育資源を、最大限工夫し活用すること
- (4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること